

令和 5 年度

第 2 回越谷市開発審査会会議録

令和 6 年 2 月 1 5 日

越谷市役所本庁舎 6 階

都市整備部会議室

越谷市開発審査会

令和6年2月15日

令和5年度第2回越谷市開発審査会議事日程

1. 開会宣言
2. 会議録署名委員の指名
3. 議事
 第1号議案 開発行為の許可について
4. 閉会宣言

出席委員

会長 吉村 総一

会長職務代理者

村上 逸郎

委員 吉田 忠茂

委員 横溝 勉

市長部局

都市整備部長

林 実

開発指導課長

田中 克尚

開発指導課副課長

菅 沼 寛

開発指導課主幹

根岸 幸太郎

地域医療課長

中村 光邦

事務局

都市計画課副課長

田中 英明

都市計画課主任

星野 賢一郎

午前10時00分

◎プレ開会

事務局 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、会議を開始させていただきます。

本日は大変お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日司会進行を務めます都市計画課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、資料の確認をさせていただきます。

事前に配付させていただいております次第、議案書及び資料、さらに机上に「越谷市まちの整備に関する条例の解説」、「開発許可制度の解説」の2冊を配付させていただいております。不足はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから令和5年度第2回越谷市開発審査会を開催いたします。

本日の審査会は、越谷市開発審査会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上、4名の出席でございますので、本審査会の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

◎部長挨拶

事務局 開会に先立ち、林都市整備部長よりご挨拶申し上げます。

都市整備部長 皆様、改めましておはようございます。

本日は大変お忙しい中、令和5年度第2回の開発審査会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には日頃から本市の開発行政はもとより、市政進展に特段のご理解とご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

本日の議題でございますが、医療法人社団美誠会が建築する病院の開発行為についてでございます。本件につきましては、立地について市内の関係部署と協議を行った結果、本市といたしましては、都市計画法第34条第14号に該当する建築物として判断をさせていただいております。本日審査会に付議させていただきまして、ご審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、今後とも本市の開発行政に一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎会議の公開

事務局 本日の審査会は、越谷市開発審査会運営規程第5条の規定に基づきまして、会議は原

則公開とし、先般、傍聴者を10名までとして越谷市ホームページ等による所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんので、ご報告いたします。

◎本開会

事務局 それでは、ただいまから令和5年度第2回越谷市開発審査会の議事へと移らせていただきます。

◎議長の決定

事務局 初めに、議長の決定を行います。

議長は越谷市開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。

それでは、吉村議長、議事の進行をお願いいたします。

◎開会宣言

議長 それでは、ただいまから令和5年度第2回越谷市開発審査会を開会したいと思います。

◎会議録署名委員の指名

議長 まず初めにですが、会議録署名委員を指名させていただきます。

会議録署名委員につきましては、越谷市開発審査会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、吉田委員を指名させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

◎第1号議案の上程

議長 まず、第1号議案の上程となります。

早速議事に入らせていただきますが、第1号議案「開発行為の許可について」について、事務局より議案の朗読の後、開発指導課より説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎議案の朗読・説明

事務局 議案書の朗読をさせていただきます。

第1号議案「開発行為の許可について」。

都市計画法第34条第14号の規定に基づき諮問する。

令和6年2月15日提出、越谷市長、福田晃。

諮問理由。

都市計画法第34条第14号の規定により、開発審査会の議を経る必要があるため。

以上でございます。

担当課 開発指導課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

お手数ですが、お手元の資料、様式2-1、諮問調書をご覧ください。

私から朗読させていただきます。

議案番号第1号、諮問根拠条文、都市計画法第34条第14号。

申請者、東京都足立区保木間5丁目38番15号。医療法人社団美誠会理事長、姜龍溢。

申請地の概要でございますが、所在地番、越谷市大字南荻島字左敷田481番1、482番1、483番1、484番1、485番1、542番1、計6筆でございます。地目は雑種地及び田でございます。申請面積、3,916.55平方メートル。

諮問の理由でございます。

1、本件は、申請者、医療法人社団美誠会が医療法第1条の5第1項に規定する病院を建築する目的で行う開発行為であり、市街化調整区域の立地基準のいずれにも該当しないため、都市計画法第34条第14号の規定に基づき、本審査会に諮問するものである。

2、本病院は内科及びリハビリテーション外来と135床の病床を有し、第7次埼玉県地域保健医療計画に基づき、病床数が不足している埼玉県東部保健医療圏内の立地について応募し、採択されたものである。

3、開発地周辺には医療施設がなく、当該地域の実情からして、外来及び入院機能を有する本病院の立地は、本市の上位計画である第5次越谷市総合振興計画及び越谷市都市計画マスタープランによる地域医療体制の整備、医療機能の充実と整合性が図れているものである。

4、医療施設については、開発許可制度運用指針より、その設置及び運営が国の定める基準に適合するものであり、位置、規模等から見て、周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ地方公共団体の医療施策の観点から支障がないことについて関係部局と調整が取れたものであり、入院患者等にとって開発区域周辺の優れた自然環境、その他の療養環境が必要と認められる場合であれば許可して差し支えないとされている。

5、開発地は道路幅員7.2メートルの整備された市道60606号線及び60607号線に接しており、本病院が立地されることによって新たな公共施設を整備する必要が生じず、市街化を促進する

おそれがない。また、法第33条の技術基準及び越谷市まちの整備に関する条例を満たしている。

よって、本件は開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ市街化区域内において行うことが困難、または著しく不相当と認められる開発行為に該当するものと本市が判断する。

以上の理由により、都市計画法第34条第14号に該当する建築物と判断されるので諮問するものである。

次のページをご覧ください。

内容でございますが、敷地面積が先ほど申しました3,916.55平方メートル、建築物の概要は病院で、鉄筋コンクリート造3階建て、高さは9.975メートル、床面積5,436.70平方メートル、敷地面積3,916.55平方メートル、建築面積2,346.47平方メートル、建蔽率59.92%、延べ床面積5,436.70平方メートル、容積率138.82%。

公共施設の状況でございますが、接続先道路、市道60605号線、7.2メートル、市道60607号線、7.2メートル、60609号線、4.5から6メートルでございます。

排水につきましては、雨水は貯留式、雑排水は合併浄化槽、し尿も合併浄化槽でございます。

次に、計画の概要でございますが、菅沼副課長から説明させます。よろしく申し上げます。

担当課 開発指導課の菅沼です。よろしくお願いいたします。

目次とインデックスの貼られている資料をご覧ください。

次のページをご覧ください。

初めに、建築計画の概要でございます。資料中ほどの左のページになります。申請建築物の建築面積は2,346.47平方メートル、建蔽率59.92%、法定延べ床面積5,436.70平方メートル、容積率138.82%となっております。

その他の計画の詳細については次のページ以降でご説明をいたします。

インデックス1をご覧ください。位置図でございます。申請地は越谷市西部、荻島地区センターの北側に位置しております。

次に、インデックス2をご覧ください。案内図になります。申請地は主要地方道越谷岩槻線の東、JA越谷市西支店の南東約100メートルに位置しております。

続きまして、インデックス3をご覧ください。公図になります。申請地は、赤色で囲われた大字南荻島字左敷田481番1、482番1、483番1、484番1、485番1、542番1の計6筆で、地目は、481番1、482番1、483番1、484番1は雑種地、485番1、542番1は田となっております。

続きまして、インデックス4をご覧ください。現況図になります。地盤高は開発地の南東側、資料の右下側になります。市道60606号線と市道60609号線の道路の交差部、こちらにBMプラスマイナスゼロと茶色の文字で記載がありますが、ここを基準として、田んぼではマイナス30センチ程度、資材置場、駐車場はマイナス5センチ程度からプラス15センチ程度となっております。

次のページをご覧ください。求積図でございます。敷地面積は3,916.55平方メートルとなっております。

続きまして、インデックス5をご覧ください。土地利用計画図となります。申請地は、敷地北側は市道60607号線、道路幅員7.2メートルの道路に接しており、敷地南側は市道60606号線、道路幅員7.2メートルの道路に接しております。また、両敷地とも東側は市道60609号線に接しております。

なお、建築箇所の地盤面ですが、開発地の西側が一番高くなっておりますが、そちらを現状の道路面から約10センチ程度高く設定をして、東側はその高さに合わせる予定となっております。

次に、インデックス6をご覧ください。雨水流出抑制計画図でございます。南側の病院敷地は地下貯留式の雨水流出抑制施設を配置しております。図面の青色の部分に一時的に雨水をため、徐々に排水をするものです。計画容量は病院敷地162.95立方メートルでございます。

次のページをご覧ください。こちらは北側の駐車場敷地の雨水流出抑制施設の計画でございます。平面貯留式で、貯留容量等について、どちらも河川課と協議が整っております。

インデックス7をご覧ください。計画建築物の1階平面図になります。1階部分には内科、リハビリテーション科の診療施設、処置室、外来の待合室、職員の事務室等があります。

次のページをご覧ください。2階の平面図になります。2階部分には90床の病室を設け、スタッフステーションがあります。

次のページをご覧ください。3階の平面図になります。3階部分には45床の病室を設け、同じくスタッフステーションを設ける予定でございます。

次のページをご覧ください。屋上から見た屋根伏図でございます。

次のページをご覧ください。建築物の南側と東側の立面図になります。そして、さらに次のページで北側と西側の立面図になります。高さは9.975メートルとなっております。

続きまして、インデックス8をご覧ください。申請地の現況写真になります。4方向からの写真になりまして、現況は田、駐車場、資材置場として利用をしております。

インデックス9をご覧ください。開発者である医療法人社団美誠会の概要でございます。足立北病院をはじめ、東京都内に病院、介護老人保健施設、介護つき有料老人ホーム、都市型軽費老人ホームなどの運営を行っております。病院の病床数は現在のところ445床で、病床利用率は98%を超えております。今回の病院では135床を設置する予定でおります。

以上が計画の概要となります。

説明につきましては以上です。

議長 ご説明ありがとうございました。

◎第1号議案に対する質疑

議長 今説明のありました第1号議案について、質疑に入りたいと思います。

質疑やご意見がございましたらよろしくお願ひいたします。

委員 諮問調書の2ページ目の4最後のところに、優れた自然環境とその他の療養環境が必要と認められる場合であれば許可して差し支えないと書いてありますが、療養環境について、どういう意味なのか詳しくお願ひいたします。

担当課 国の開発許可制度運用指針を抜粋したのですが、市街化調整区域の自然環境、療養環境ということで、今回の現場は北側に住宅2棟はありますが、比較的農地が広がっている部分でありますので、該当していると判断した次第でございます。

委員 療養環境が必要と認められる場合であれば許可して差し支えないとあるので、自然環境、その他の療養環境が十分であれば許可して差し支えない表現だったら分かるのですが、必要と認められる場合であればというのはどのような意味なのかというのが不明だと思いました。

議長 前提として、その運用指針はどこに書いてありますか。

担当課 今回、委員の皆さんに配付はしておりませんが、開発許可制度運用指針の中で、法第34条の規定の中に(18)番医療施設関係という記述があります。この部分を引用しております。

委員 入院患者等にとって療養環境である優れた自然環境が整備されている等の場合であれば許可して差し支えない、この表現が変だと思いました。

担当課 委員のご指摘のとおりですが、先にも述べましたとおり、今回諮問するにあたり、運用指針の記述を引用しました。

委員 もし、間違えがあるようであれば、直してもらったほうがいいと思います。

もう一点、その設備及び運営は国の定める基準に適合するものでありと書いてあるのです

が、国の基準とはどういうものなのか。

担当課 地域医療の観点からご説明させていただきたいと思います。

本件については荻島地区に療養病床135床の病院の建築を行うものでございます。

療養病床とは、急性期の治療を終えたものの長期的に医療ケアが必要な患者さんのための病床となります。病床機能としては、分類は慢性期に分類されまして、入院の期間については定めがありません。

病床の整備については、埼玉県が策定します埼玉県地域保健医療計画によりまして、基準病床と本市を含む東部医療圏の地域医療構想による医療需要の推計を考慮しまして埼玉県が病床整備計画を公募し、応募があった計画に対し病床を配分しております。

病床機能は急性期、回復期、慢性期に分類され、東部医療圏においては、急性期は必要病床が確保されているものの、高度急性期、回復期、慢性期は不足しており、本件病院の整備による慢性期病床が確保されるということは、東部医療圏としても大変重要であると考えております。

議長 そうすると、国の定める基準というのは、その医療施設に関しての基準という理解で話していただいたということでしょうか。

もう一点、急性期や慢性期と出てきましたが、慢性期との兼ね合いで、長期の入院が必要になる可能性が高いために、急性期の患者に比べれば、より環境が整っている状況で、そこにいるほうが患者さんにとっては良いという意味でいうことになるのでしょうか。

担当課 先ほど申し上げたのですが、東部医療圏、越谷市においても、慢性期の病床が不足している状態であるので、こちらの病院ができることによって、135床が越谷市に新たに確保されるということで、とても重要であると考えております。

議長 さらに確認しますが、慢性期の患者であればあるほど自然環境を整えたほうが良いという、常識的な理解はあるのでしょうか。

担当課 ご指摘のとおり、慢性期であると、自然環境が豊かなところにあるほうが望ましいと考えております。

議長 一回通院して済むような患者さんであれば環境なんて余り関係なく、便利で立地がいい、駅前の方がいいなどの話になります。そのような理解をすれば、先ほどの疑問にある程度答えられると思うのですがいかがでしょうか。

委員 私が聞いたかったのは、その設置及び運営が国の定める基準というのが何の基準なのかということです。国交省の基準なのか、あるいは厚生労働省の基準なのかそのような基準

があるのでしょうか。病床数が東部地区は全然足りないので公募して、足りないというのが基準なのか、医療上の基準なのでしょうか。

担当課 そうですね、医療施設についての国の基準です。

委員 医療施設についての基準なのでしょうか。

担当課 はい。

開発の基準は、都市計画法第33条に技術基準がありますので、接続先道路の要件や緑化、雨水抑制施設などの基準に合致する必要があります。

さらに、医療施設として、入院施設や療養施設については、例えば病室の規模などは決められております。病室が4人部屋であれば何平方メートル以上などの国が定める基準があります。

委員 病院に対しての基準なのでしょうか。

担当課 そうです。

委員 分かりました。

担当課 先ほどお話がありましたように、埼玉県の公募条件として、基準を満たしている施設であるというのが公募の条件でもありますし、また、その点は条件を満たしている施設であります。

委員 市街化調整区域にこのような大きい病院を認めるには、土地が市街化区域にない、市街化調整区域が安いからなどの理由で許可するというのは本来の姿じゃなく、高齢者用の病院なので、自然環境、そういう病院としての環境が整っているから認めようということだと思っておりますが、この文面では分かりにくいというところがあります。

もう一つ、内科とリハビリテーション科ですが、整形外科がないことについて、整形外科がなくてもリハビリテーション科というのは存在し得るのでしょうか。

担当課 特に整形外科がなくてもリハビリテーション科を標榜することは可能です。

委員 普通リハビリテーション科というのは整形外科にありますよね。

担当課 そうですね。そのようなところのほうが多い状況です。

議長 先ほどの話に戻ってしまうかもしれませんが、インデックス1の緑色の説明があったと思いますが、白い部分が市街化調整区域という理解でよろしいでしょうか。

担当課 そうです。

議長 この地区にこの規模の病院を設けようとする、緑のラインのところには建てづらいという理解で良いのでしょうか。

担当課 実際に荻島地区は緑の部分も一部含まれております。ここは市街化区域になりますが、

現状は広大な土地が空いている状況ではありません。

荻島地区はほぼ越谷市の北西部に位置しており、ほとんどは、市街化調整区域になります。

委員 駅から結構離れているので、バスなどの便は全くないのでしょうか。余りバスが通ると市街化を促進してしまうおそれはあると思いますが。

担当課 バス停については、越谷駅から岩槻駅を結ぶバス路線のバス停が病院から約100メートルのところに設置されている状況でございます。

委員 バスがあっても頻度が少なければ余り意味がないと思いますが、いかがでしょうか。

加えて、病院が送迎バスを用意したりすることが多いのですが、病院は用意しないのでしょうか。

担当課 まだそのような相談は受けておりませんが、もしあればそのようなお話もさせてもらってもよいと思います。

委員 家族が行くにしても送迎バスがあると便利ですよね。

議長 皆様、ほかにありますか。

委員 市街化調整区域、市街化区域について、議長からお話があった内容ですが、諮問書の2ページの5の市街化区域内に行うことが困難または著しく不当と認められる開発行為に該当するとの市の判断ということで、判断すると言切り型になっているのですが、この判断内容についてお聞かせいただければと思います。

担当課 先ほども都市整備部長からもありましたが、許可をするに当たっては、この第33条、技術基準というのがあり、そちらを満たす必要があります。市街化調整区域は第34条の立地基準に該当する必要があるということですが、その第33条の技術基準に関しては、1月末に関係する課長と会議を行い、道路や雨水対策、緑化などについて協議し、立地に関しては差し支えないと判断をさせていただき、今回は立地基準がないものですのでこの審査会に付議している状況でございます。

委員 私が聞きたいのは、市街化区域内で行うことが不相当と認められる開発行為に該当する、この不相当とする判断の内容です。

都市整備部長 お答えさせていただきます。

第14号に該当すると判断をする上での条文がこちらになっていますが、今般につきましては、先ほどもありましたように、荻島地区をはじめ越谷市の市街化区域においては、一定程度の空地がない状況でございます。

全てそれを市街化区域に立地するということが非常に困難なケースもありますので、どうし

ても市街化区域に立地が困難な場合は、市街化調整区域においてやむを得ず許可するということになろうかと思えます。

著しく不適當に該当するものとしては、例えば火気厳禁で、市街化区域にはそもそもできない。周辺に住宅があって、火を扱う工場については郊外に持っていかざるを得ないということで、それも含めて困難、または著しく不適當ということになると思いますが、今回のケースは、著しく不適當と認められるということよりも、市街化区域に立地することが困難であると考えているという状況でございます。

委員 市街化区域に家が密集していて、部長が言うように、空地がないので、物理的に難しいというのは理解しているのですが、そのほかに病院は市街化区域の中にも結構ありますので、その辺を加味した中で、本当に越谷で市街化区域の中に空地がなくて、市街化調整区域に代替を求めるしかないという状況の下に判断されたものと理解しておりますが、確認の意味でお聞きしました。ありがとうございました。

都市整備部長 ご案内のとおり、既存病院が市街化区域内で適地があって、移転するということが当然ありますが、全てが確保できる、または値段や病院の規模などもありますので、今回については市街化区域での立地が非常に難しいという中で、市街化調整区域のエリアに適地を求めて今回の申請に至っているということでご理解いただければと思います。

委員 ありがとうございます。

議長 今の話だと少し矛盾しているような説明を受けたと思ったのは、荻島地区だと市街化区域でも同じような田んぼとかそういうところは、同じような状況で、結構空き地があるみたいなお話でしたよね。

都市整備部長 荻島地区では、市街化区域については適地がないということです。

議長 市街化区域に適地がないという理解でいいですか。

都市整備部長 市街化区域は人口密度が100人近い密度がありますので、例えば4,000、5,000平方メートルや1ヘクタールの空き地が今既に空いているかという、なかなか難しい。

道路などの諸条件を当てはめたときに、これだけの規模の病院が入る場所というのは限られてしまう。

それと、市内の病院の立地について、南越谷やその周辺は病院、医療施設があったり、北部のほうは少なかったりという越谷市の実情もございまして、そのような観点から、市の医療施策としては、より医療施設の充実が見込まれるということもございまして。市街化区域に立地すれば一番ベターですけれども、なかなかそういう適地がないという中では、やむを得ず市街

化調整区域に立地ということで判断をさせていただきました。

議長 もう一回整理すると、市街化区域内ではこの程度の面積を確保するのは、荻島地区においても難しいということが前提でいいのですよね。

それで、もう一つは、今の話を補うような話になるのかもしれませんが、仮に荻島地区でそれぐらいの面積が空いていたとしても、市街化区域でこの慢性期の病院を建てるとすれば、将来的に周りの環境が良くなってしまったりとか、そのような制限をかけづらくなることと言えるのかなとも思いました。

それと、市街化区域で慢性期の病院を建ててしまうと、いずれ開発されたりするなどして自然環境が整わなくなってしまう可能性も出てくると、言っていただくと、先ほどの基準と、許可して差し支えないというところとうまく整合性がつくのではないかと思います。

委員 確かに書き方がちょっと不足しているような気がしますが、言いたいことは、市街化区域の中では土地がなかなか求めにくい、ただそれだけを理由にしたのでは市街化調整区域でオーケーというわけにはいかないです。

もう一つ理由として、周辺の自然環境が将来的にあるということを理由にしていると思うのです。市街化区域の中では周りも立て詰まってくるので、優れた自然環境が後々まで保てるとは限らないから、市街化調整区域のほうが制限があるので、自然環境が整っているということだと思うのです。

ただ、市街化調整区域のこういうところに立地するには交通の問題だけがネックになるので、これは医療の問題かもしれませんが、バスの便がなければ送迎バスを整えるようにご指導するなどが必要ではないかと思います。

都市整備部長 病院で送迎バスを駅等でやっている施設もございますので、今後の運営する上では様々な観点から、そういったサービスを取り込めるように、事業者のほうにもそういったご意見いただきましたということでご報告させていただければと思います。

議長 ほかに何かありますか。

委員 私も開発行政に携わっていたものですからお聞きしますが、市でハザードマップを出しているかと思います。この区域は以前は浸水する頻度が高かったことがありまして、市で地盤を上げるとか、道路も上げるなどの対策をして、浸水頻度が下がったと思います。また、今言ったように、貯留施設という浸水対策をされた中で建設がされると思います。つきましては、ハザードマップの浸水深がどのぐらいあって、今回地盤の高さも15センチ上げるとかいろいろあったかと思いますが、浸水対策についてお聞かせいただければと思います。

担当課 ご存じのとおり、浸水しやすい区域ということで、1月30日に開発者と協議しまして、直接この辺は浸水するエリアですから十分な対策をしてくださいという話はさせてもらいました。

開発地の東側も今回同時申請で駐車場として農地転用申請が上がってしまっていて、バイパス側から水がやって来ますので、なるべく駐車場側でも止水できるような対策を取ってこないか、という話をさせていただき、再考しますというお話をいただきました。浸水深については、農地以外の部分のところは20センチから50センチぐらいで、農地部分は50センチから1メートルぐらいになっております。

また、今回地権者の方にお話を聞きまして、去年6月の台風の際の浸水被害状況を聞いたときに、実際この現場までは甚大な被害は出ていないというような話は伺っております。

以上でございます。

委員 ありがとうございます。

議長 過去の台風等の被害状況から照らしても、これぐらいの地盤高を確保していれば、特に支障がないということによろしいですか。

担当課 そうですね。実際に造成高を上げるということと、入り口のところに止水板を設置し、建物の中の電源施設はみんな上階に持っていき、万が一の場合も停電しないような機能にしますというお話を伺っております。

議長 質疑、意見等ございますか。

[発言する者なし]

議長 それでは、ないようですので、議決、採決に進みます。

◎第1号議案に対する採決

議長 審議を終結しまして、第1号議案に対する採決を行いたいと思います。

賛成の方は、挙手をしていただくということで採決いたしたいと思います。

それでは、第1号議案を原案のとおり決することに賛成する委員の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

議長 賛成多数、全員一致ということで、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会宣言

議長 以上をもちまして、本日の議事は終了といたします。

皆様のご協力により円滑に議事運営ができましたことについて感謝申し上げます。

これにて議長の任を解かせていただき、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願ひ
します。

事務局 吉村会長、ありがとうございました。

本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱
第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページにて公表させていただきます。皆様、ご了承
承願いたします。

以上をもちまして令和5年度第2回越谷市開発審査会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。

午前11時00分 閉会